

○佐野市都市公園条例

平成19年6月18日条例第24号

改正

平成19年10月2日条例第37号
平成20年3月17日条例第12号
平成20年3月17日条例第21号
平成21年9月30日条例第30号
平成23年3月23日条例第14号
平成24年12月25日条例第52号
平成25年12月24日条例第32号
平成25年12月24日条例第34号
平成26年9月30日条例第35号
平成27年6月22日条例第33号
平成27年12月28日条例第53号
平成29年3月13日条例第17号
平成29年6月19日条例第30号
平成30年3月19日条例第24号
令和元年6月24日条例第15号
令和2年3月24日条例第20号
令和3年6月21日条例第23号

佐野市都市公園条例

佐野市都市公園条例（平成17年佐野市条例第200号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 都市公園の設置（第2条—第2条の3）

第2章 都市公園の管理（第3条—第18条）

第3章 有料公園施設等（第19条—第32条）

第4章 監督（第33条—第38条）

第5章 雑則（第39条—第41条）

第6章 罰則（第42条・第43条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、佐野市都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 都市公園の設置

（公告）

第2条 市長は、都市公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、区域その他必要があると認める事項を公告しなければならない。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の規定により条例で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 市の区域内に設置する都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は、20平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(2) 市が次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

ア 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

イ 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

ウ 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

エ 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

(3) 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号アからエまでに掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(都市公園の公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める割合は、100分の2とする。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書（法第33条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第6条第1項第2号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同

号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第6条第1項第3号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第6条第1項第4号に掲げる場合における法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50（栄公園にあっては100分の70、佐野市中運動公園にあっては100分の55）とする。

第2章 都市公園の管理

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、栄公園、佐野市運動公園、佐野市田沼グリーンスポーツセンター及び佐野市中運動公園（以下これらを「指定管理者管理公園」という。）の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 指定管理者管理公園の運営に関すること。
 - （2） 指定管理者管理公園の公園施設及び附属設備の利用の許可に関すること。
 - （3） 指定管理者管理公園の公園施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務
- （行為の制限）

第5条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1） 行商、露天商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - （2） 業として写真又は映画を撮影すること。
 - （3） 興行を行うこと。
 - （4） 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - （5） 佐野市運動公園野球場又は佐野市運動公園陸上競技場において前号の催しを行う際広告物を表示すること。
 - （6） 花火等の火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、別に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第6条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第7条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可に係るもので市長が指示したものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めて置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、都市公園の利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事等のためやむを得ないと認められる場合においては、利用者の危険を防止するため区域を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置等又は占用許可の申請書記載事項)

第9条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 設置の目的
 - イ 設置の期間
 - ウ 設置の場所
 - エ 公園施設の構造
 - オ 公園施設の外観
 - カ 公園施設の管理の方法
 - キ 工事の実施方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ 復旧の方法
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 管理の目的
 - イ 管理の期間
 - ウ 管理の場所
 - エ 管理の方法
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号

イ 変更する事項及び変更の理由

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が指示する事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事の実施方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 復旧の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する事項

(入札による公園施設の設置又は管理の許可)

第9条の2 市長は、法第5条第1項の許可をするときは、都市公園の使用料に係る入札の落札者に対し当該許可をすることができる。

(占用許可事項の軽易な変更)

第10条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第11条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(保証人)

第12条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けようとする者に連帯保証人を立てさせることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた者（以下「公園使用者」という。）及び第23条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(権利承継の届出)

第14条 相続によって公園使用者から利用に関する権利を承継した者は、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、合併後存続する法人が前条の権利を承継した場合について準用する。

(許可の失効)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例による市長又は指定管理者の許可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた者が死亡し、又は所在不明となりその承継人がないとき。

(2) 許可を受けた法人が解散したとき。

(公園使用料の納付)

第16条 公園使用者は、別表第1に定める使用料（以下「公園使用料」という。）を当該許可を受けたときに一括して納付しなければならない。ただし、許可の期間が次年度以後にわたる場合で市長

が特に必要があると認めるときは、期限を定めて年度毎に分割して納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の2の許可を受けた者に係る都市公園の使用料の額は、当該許可に係る入札の落札金額等とすることができる。この場合において、当該許可を受けた者は、市長が定める日までに都市公園の使用料を納付しなければならない。

（公園使用料の減免）

第17条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、公園使用者の申請により公園使用料を減額し、又は免除することができる。

（公園使用料の不還付）

第18条 既納の公園使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公園使用料を還付することができる。

（1）公園使用者の責めに帰することができない理由により都市公園を使用することができなくなったとき。

（2）許可を受けた利用開始時間前に許可の取消し又は変更を申し出たとき。

- 2 前項各号の場合における既納の公園使用料は、これを他日における公園使用料に充当することができる。

第3章 有料公園施設等

（種別及び設置場所）

第19条 市が設置する公園施設のうち有料で利用させるもの又は利用に当たり市長若しくは指定管理者の許可を必要とするもの（以下「有料公園施設等」という。）は、別表第2のとおりとする。

（有料公園施設等の開設期間、利用時間及び休館日又は休場日）

第20条 有料公園施設等の開設期間、利用時間及び休館日又は休場日は、別表第3のとおりとする。

- 2 指定管理者は、別表第3の規定にかかわらず、指定管理者管理公園に設置された有料公園施設等（以下「指定管理者管理施設」という。）において特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。

- 3 市長は、別表第3の規定にかかわらず、指定管理者管理施設以外の有料公園施設等（以下「市管理施設」という。）において特に必要があると認めるときは、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めることができる。

（万葉の里・城山記念館の利用期間等）

第21条 万葉の里・城山記念館においては、同一の目的のために引き続き5日を超え、又は定期的に曜日若しくは日時を指定して使用することはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（城山公園駅北駐車場の利用）

第22条 城山公園駅北駐車場を利用することができる自動車は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（城山公園駐輪場の利用）

第22条の2 城山公園駐輪場を利用することができる自転車は、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。

- 2 城山公園駐輪場の利用期間は、その利用の開始の日から起算して7日を超えない期間とする。
(分区園の利用期間)

第22条の3 分区園の利用期間は、3月以上3年以内とする。

(利用の許可)

第23条 有料公園施設等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者管理施設にあつては指定管理者の、市管理施設にあつては市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

- 2 城山公園駅北駐車場の利用については、駐車券の交付により許可があつたものとみなす。

- 3 城山公園駐輪場の利用については、駐輪ラック（施錠装置を有する駐輪のための機器をいう。）に自転車を施錠することにより許可があつたものとみなす。

- 4 市長又は指定管理者は、有料公園施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第24条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 有料公園施設等の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、有料公園施設等の管理上支障があるとき。

(施設使用料)

第25条 第23条第1項の利用の許可を受けた者（以下「施設利用者」という。）は、当該許可が市管理施設である場合は、別表第4に定める使用料（以下「施設使用料」という。）を前納しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、城山公園駅北駐車場の施設使用料は自動車を、城山公園駐輪場の施設使用料は自転車を出場させるときに納付しなければならない。

- 3 秋山川堀米緑地、旗川石塚緑地及び渡良瀬川緑地の施設並びに栃本公園の分区園の使用料は、無料とする。

(施設使用料の減免)

第26条 市長は、必要があると認めるときは、施設使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等)

第27条 指定管理者管理施設の施設利用者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表第4に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が定めるものとする。

- 3 指定管理者は、栄公園テニスコート並びに佐野市運動公園テニスコート、陸上競技場及び弓道場の個人利用について年間利用券を発行することができる。

- 4 指定管理者は、佐野市運動公園市民体育館のトレーニング室の利用について回数券を発行することができる。

- 5 第3項の年間利用券又は前項の回数券の交付を受けようとする者は、その交付を受ける際に利用

料金を納付しなければならない。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第28条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(施設使用料又は利用料金の不還付)

第29条 既納の施設使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 施設利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 許可を受けた利用の開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(入館又は入場の制限)

第30条 市長又は指定管理者は、有料公園施設等の入館者又は入場者（以下「入館者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 有料公園施設等の秩序を乱し、若しくは他の入館者等に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 有料公園施設等の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 関係職員又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、有料公園施設等の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第31条 施設利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第33条第3項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長又は指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第32条 施設利用者は、故意又は過失により有料公園施設等の施設若しくは附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第4章 監督

(監督処分)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な行為によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 指定管理者は、第1項の規定にかかわらず、指定管理者管理施設における施設利用者が第1項各号のいずれかに該当する場合又は指定管理者管理施設の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

4 第1項又は前項の規定による処分又は措置によって公園使用者又は施設利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第34条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時

(3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第35条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、佐野市役所掲示場に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重であると認められるものについては、同号に規定する期間が満了してもその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公報紙等に掲載すること。

2 市長は、前項の規定により公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させることができる。

(工作物等の価額の評価の方法)

第36条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第37条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項の売却の契約については、佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）の定めるところによる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第38条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金（同条第8項の規定により売却に要した費用を除く。）を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書を引換えに返還するものとする。

第5章 雑則

(届出)

第39条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた事項を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地又は物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。
- (6) 第33条第1項又は第2項の規定により必要な措置を命ぜられた者が命ぜられた事項を完了したとき。

(公園予定区域等)

第40条 第5条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第42条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条第1項又は第3項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第5条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条（第40条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第7条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第33条第1項又は第2項（第40条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者

第43条 偽りその他不正な行為により公園使用料（第16条第2項の都市公園の使用料を含む。）又は施設使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額（その金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第27条第2項の規定は、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例第237号）第8条第1項の規定により最初に指定管理者管理施設の指定管理者に指定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市都市公園条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例による改正後の佐野市都市公園条例の相当規定によりな

されたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前日までに佐野市体育施設条例（平成19年佐野市条例第22号）による改正前の佐野市体育施設条例の規定によりなされた栄公園、佐野市運動公園、佐野市田沼グリーンスポーツセンター、佐野市中運動公園、新吉水第2公園又は下田沼公園に係る処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年10月2日条例第37号）

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
（平成19年規則第68号で平成19年11月1日から施行）

附 則（平成20年3月17日条例第12号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
（佐野市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までに第2条の規定による改正前の佐野市都市公園条例の規定によりなされた栄公園又は佐野市運動公園に係る処分、手続その他の行為は、第2条の規定による改正後の佐野市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月17日条例第21号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
（佐野市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の日の前日までに第2条の規定による改正前の佐野市都市公園条例の規定によりなされた佐野市田沼グリーンスポーツセンターに係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の佐野市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年3月23日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第52号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月24日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（佐野市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）
- 31 第29条の規定による改正後の佐野市都市公園条例別表第1及び別表第4（第7項第2号の表を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（佐野市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の佐野市都市公園条例の規定によりなされた栄公園、佐野市運動公園、佐野市田沼グリーンスポーツセンター及び佐野市中運動公園に係る処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の佐野市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年 9 月30日 条例第35号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 6 月22日 条例第33号）

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日 条例第53号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月13日 条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市都市公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市都市公園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成29年 6 月19日 条例第30号）

この条例は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月19日 条例第24号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月24日 条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。（後略）

（佐野市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 33 第29条の規定による改正後の佐野市都市公園条例別表第 1 及び別表第 4（第 7 項第 2 号の表を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の許可に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月24日 条例第20号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月21日 条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐野市都市公園条例別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第16条関係）

- 1 公園施設を設け、又は管理して公園を利用する者の納付すべき使用料

区分	単位	使用料
----	----	-----

土地を利用する場合	利用期間が1月以上のとき	1平方メートル1月につき	15円
	利用期間が1月未満のとき 1平方メートル1月につき16円50銭（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）を基礎とし、日割りをもって計算する。		
工作物その他の物件又は施設を設置し利用する場合	利用期間が1月以上のとき	1平方メートル1月につき	45円
	利用期間が1月未満のとき 1平方メートル1月につき49円50銭（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）を基礎とし、日割りをもって計算する。		

2 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用する者の納付すべき使用料

占用物件	単位		使用料
電柱（支柱及び支線を含む。）	1本1年につき		1,600円
電話柱（支柱及び支線を含む。）	1本1年につき		930円
鉄塔	1平方メートル1年につき		1,400円
水道管、下水管その他これらに類するもの	1メートル1年につき		48円
防火貯水槽等で地下に設けるもの	1平方メートル1年につき		1,400円
標識類	1本1年につき		1,100円
工事用板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事用材料置場	占用期間が1月以上のとき	1平方メートル1月につき	440円
	占用期間が1月未満のとき 1平方メートル1月につき484円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）を基礎とし、日割りをもって計算する。		
その他の占用	1平方メートル1年につき		1,400円

3 第5条第1項各号に掲げる行為をして公園を利用する者の納付すべき使用料

行為の種類	単位		使用料
行商、露天商、募金その他これらに類するものの	屋外のとき	1平方メートル1日につき	45円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）
	屋内のとき	1平方メートル1日につき	91円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）
業として行う写真撮影	1台1日につき		241円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）
業として行う映画撮影 興行	1日につき		712円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）

競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	利用期間が1月以上 のとき	1平方メートル1日 につき	1円
	利用期間が1月未満 のとき	1平方メートル1日 につき	1円10銭（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）
佐野市運動公園野球場 又は佐野市運動公園陸上競技場において催し を行う際の広告物の表示	表示面積1平方メートル1日につき		1,650円（消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。）

備考

- 1 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートル、使用料の額を算出する基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときはその端数を1平方メートルとして計算する。
- 2 使用料の額を算出する基礎となる長さが1メートルに満たないときは1メートル、使用料の額を算出する基礎となる長さに1メートル未満の端数があるときはその端数を1メートルとして計算する。
- 3 使用料の額を算出する基礎となる期間が1年に満たないときは月割りで、使用料の額を算出する基礎となる期間に1年未満の端数があるときはその端数を月割りで計算する。この場合において、1月に満たないときは1月、1月未満の端数があるときはその端数を1月として計算する。
- 4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

別表第2（第19条関係）

区分	都市公園名	有料公園施設等の名称又は種類
有料運動施設	栄公園	軟式野球場
		テニスコート
	佐野市運動公園	市民体育館
		テニスコート
		野球場
		プール
		陸上競技場
		第1多目的球技場
		第2多目的球技場
		弓道場
		冒険の森
	佐野市田沼グリーンスポーツセンター	テニスコート
		多目的競技場
		野球場

		管理棟内シャワー
	佐野市中運動公園	野球場
		テニスコート
		プール
その他有料施設	新吉水第2公園	照明設備
	城山公園	万葉の里・城山記念館
		城山公園駅北駐車場
		城山公園駐輪場
	嘉多山公園	野外ステージ
無料運動施設	秋山川堀米緑地	多目的広場
		サッカー場
	旗川石塚緑地	サッカー場
	渡良瀬川緑地	野球場
		ソフトボール場
		運動広場
その他無料施設	栃本公園	分区園

別表第3（第20条関係）

都市公園名	有料公園施設等	開設期間	利用時間	休館日又は休場日
栄公園	軟式野球場	通年	午前9時から午後5時まで。ただし、5月1日から10月31日までの間は、午前9時から午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	テニスコート		午前9時から午後5時まで	
佐野市運動公園	市民体育館	通年	午前9時から午後9時まで。ただし、アマチュアスポーツに利用し、入場料を徴収しない場合は、午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
	テニスコート		午前9時から午後9時30分まで	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	野球場		午前9時から午後10時まで（大会等で利用する場合は、午前6時から午後10時まで）。ただし、試合時間に応じて利用時間を延長することができる。	

	プール	佐野市立学校の夏季休業日	午前 9 時から午後 6 時まで	無休
	陸上競技場	通年	午前 9 時から午後 9 時まで	(1) 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日) (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
	第 1 多目的球技場		午前 9 時から午後 9 時30分まで	
	第 2 多目的球技場		午前 9 時から日没まで	
	弓道場		午前 9 時から午後10時まで	
	冒険の森		午前 9 時から午後 5 時まで	
佐野市田沼 グリーンス スポーツセン ター	テニスコート	通年	午前 8 時から午後 6 時まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
	多目的競技場		午前 8 時から午後 9 時30分まで	
	野球場		午前 8 時から午後 6 時まで	
	管理棟内シャワー		午前 8 時から午後 9 時30分まで	
佐野市中運 動公園	野球場	通年	午前 9 時から午後 6 時まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
	テニスコート			
	プール	佐野市立学校の夏季休業日	午前 8 時から午後 6 時まで	無休
新吉水第 2 公園	照明設備	通年	午後 6 時30分から午後 9 時30分まで	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
城山公園	万葉の里・城山記念館	通年	午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、午後 5 時から午後 9 時までの間に施設の使用がない場合は、午前 9 時から午後 5 時まで	(1) 月曜日 (その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。) (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 (その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合を除く。)

				(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	城山公園駅北駐車場		通日	無休
	城山公園駐輪場			
嘉多山公園	野外ステージ	通年	午前8時から午後9時まで	無休
秋山川堀米緑地	多目的広場	通年	午前7時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	サッカー場			
旗川石塚緑地	サッカー場	通年	午前7時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
渡良瀬川緑地	野球場	通年	午前7時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	ソフトボール場			
	運動広場			
栃本公園	分区園	通年	日出から日没まで	無休

備考 この表において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、入場者が主催者に支払う料金をいう。

別表第4（第25条、第27条関係）

1 栄公園利用料金

(1) 軟式野球場

グラウンド	1面	午前9時から午前12時まで	円 1,320
		午後零時から午後5時まで	1,650
		午後5時から午後7時30分まで	3,410
		午後7時30分から午後9時30分まで	5,940
照明	午後6時30分以前に利用する場合において30分につき		1,320

(2) テニスコート

個人利用	2時間につき	円 160
	1年間に付き	2,970
専用利用（1面に付き）	午前9時から午前12時まで	1,430
	午後零時から午後5時まで	1,980

2 佐野市運動公園利用料金

(1) 市民体育館

ア 施設

区分					午前9時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午後9時から午後10時まで
専用利用	主競技場	営利を目的とする	体育・スポーツ	入場料を徴収する	円	円	円	円

		的としな い場合	一ツに利用 する場合	収しない場 合	3, 300	4, 950	6, 600	1, 650	
				入場料を徴 収する場合	6, 600	9, 900	13, 200		
			上記以外の 場合	入場料を徴 収しない場 合	6, 600	9, 900	13, 200		
				入場料を徴 収する場合	13, 200	19, 800	26, 400		
		営利を目的とする場合				44, 000	66, 000	77, 000	
		卓球場	入場料を徴収しない場合				1, 100	1, 650	2, 200
	入場料を徴収する場合				2, 200	3, 300	4, 400		
個人利用	主競技場	一般				1 人 1 時間につき 110円			
		高校生以下				1 人 1 時間につき 50円			
	卓球場	一般				1 人 1 時間につき 110円			
		高校生以下				1 人 1 時間につき 50円			
	トレーニング室				1 人 1 回につき 300円				
					回数券 11 回 つづり 3, 000円				

イ 器具等（専用利用の場合）

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
バレーボール器具一式	1回につき220円	1回につき440円
バスケットボール器具一式		
テニス器具一式		
バドミントン器具一式		
卓球器具一式		
拡声装置一式	1回につき330円	1回につき660円
電光掲示板一式		
補助椅子1脚	1回につき20円	1回につき40円
机1脚	1回につき30円	1回につき40円

ウ 照明

専用利用	主競技場		1時間につき1,100円
	卓球場		1時間につき330円
個人利用	主競技場	一般	1時間につき110円
		高校生以下	1時間につき50円
	卓球場	一般	1時間につき50円
		高校生以下	1時間につき20円

(2) テニスコート

ア テニスコート

個人利用	2 時間につき	円 220
	1 年間につき（ただし、午前 9 時から午後 5 時までの利用に限る。）	4,400
専用利用（1 面につき）	午前 9 時から午前 12 時まで	1,980
	午後 0 時から午後 5 時まで	3,300
	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで（1 時間につき）	660

イ 附属設備

照明	30 分につき	220 円
----	---------	-------

(3) 野球場

ア グラウンド

区分	午前 6 時から午前 9 時まで（1 時間につき）	午前 9 時から午前 12 時まで	午後 0 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時 30 分まで	午後 7 時 30 分から午後 10 時まで
入場料を徴収しない場合	880 円	2,640 円	4,400 円	2,200 円	2,200 円
入場料を徴収する場合	最高入場料の 100 人分に相当する金額。ただし、入場料を徴収しない場合の利用料金を下限とする。				

イ 附属設備

区分			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
照明	30 分につき	全点灯	円 2,200	円 3,300
		3 分の 2 点灯	1,320	1,980
スコアボード	1 回につき		550	820
放送設備 1 式	1 回につき		1,100	1,650
シャワー	1 チームにつき		550	820

(4) プール

プール	1 人 1 回につき	15 歳以上の者（中学生を除く。）	円 330
		中学生以下（4 歳未満を除く。）	110
ロッカー	1 回につき		100

(5) 陸上競技場

区分			午前 9 時から午前 12 時まで	午後 0 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで（1 時間につき）
専用利用	グラウンド	入場料を徴収しない	円	円	円

		場合	2,640	4,400	880
		入場料を徴収する場合	最高入場料の100人分に相当する金額。ただし、入場料を徴収しない場合の利用料金を下限とする。		
	放送設備	入場料を徴収しない場合	1回につき1,100円		
		入場料を徴収する場合	1回につき1,650円		
	シャワー	入場料を徴収しない場合	1回につき1,100円		
		入場料を徴収する場合	1回につき1,650円		
個人利用	グラウンド	一般	1回につき220円		
			1年間につき4,400円		
		高校生以下	1回につき110円		
			1年間につき2,200円		
	トレーニング室		1回につき220円		
			1年間につき4,400円		

(6) 第1多目的球技場

ア グラウンド

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般	1時間につき	全面	円 1,880
				半面	940
		高校生以下	1時間につき	全面	940
				半面	470
	入場料を徴収する場合		1時間につき	全面	9,400
				半面	4,700

イ 附属設備

区分				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
照明	全面	30分につき	全点灯	円 980	円 1,470
			2分の1点灯	490	730
	半面	30分につき	全点灯	490	730
			2分の1点灯	240	360
放送設備	1回4時間につき			1,100	1,650
管理棟	会議室	1時間につき		210	310
	ロッカールーム	1室1時間につき		140	210
	シャワー	1室1回4時間につき		660	990

(7) 第2多目的球技場

ア グラウンド

専用利用	入場料を徴収しない場合	一般	1 時間につき	全面	円 1,540
				半面	770
		高校生以下	1 時間につき	全面	770
				半面	380
	入場料を徴収する場合	1 時間につき	全面	7,700	
			半面	3,850	

イ 附属設備

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送設備	1回4時間につき	円 1,100	円 1,650
シャワー	1回4時間につき	1,100	1,650

(8) 弓道場

個人利用（1的につき）	一般	2時間につき	円 220
		1年間につき	4,400
	高校生以下	2時間につき	110
		1年間につき	2,200
専用利用	午前9時から午前12時まで	一般	1,980
		高校生以下	990
	午後零時から午後5時まで	一般	3,300
		高校生以下	1,650
	午後5時から午後10時まで	一般	2,640
		高校生以下	1,320

(9) 冒険の森

ローラースベリ台	1回につき	15歳以上の者（中学生を除く。）	円 220
		中学生以下	110

3 佐野市田沼グリーンスポーツセンター利用料金

(1) テニスコート

区分			午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午前8時から午後6時まで
専用利用	クレイ	1面につき	円 1,100	円 1,100	円 2,200
	人工芝	1面につき	2,750	2,750	5,500

個人利用	クレイ	1 人 2 時間につき 220円
	人工芝	1 人 2 時間につき 440円

(2) 多目的競技場

区分	午前 8 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午前 8 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時30分まで
全面	円 3,300	円 3,300	円 6,600	円 7,700
球技場 1 面	1,650	1,650	3,300	3,850

(3) 野球場

午前 8 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 6 時まで	午前 8 時から午後 6 時まで
3,300円	3,300円	6,600円

(4) 管理棟内シャワー

1 回につき	100円
--------	------

4 佐野市中運動公園利用料金

(1) 野球場及びテニスコート

区分			午前 8 時から午前12 時まで	午後零時から午後 6 時まで	午前 8 時から午後 6 時まで
野球場	試合及び大会	A 球場	円 1,100	円 1,760	円 2,200
		B・C 球場	440	880	1,100
	練習	A 球場	660	1,100	1,760
		B・C 球場	330	550	880
テニスコート	1 面につき		1,100	1,650	2,780

(2) プール

プール	1 人 1 回につき	15歳以上の者（中学生を除く。）	円 220
		中学生及び小学生	110
ロッカー	1 回につき		100

5 新吉水第 2 公園使用料

照明	1 回につき	1,100円
----	--------	--------

6 城山公園使用料

(1) 万葉の里・城山記念館

区分	午前 9 時から午前12 時まで	午後零時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
多目的室	650円	1,100円	870円
和室(1)	220円	430円	320円
和室(2)	320円	430円	430円

(2) 城山公園駅北駐車場

万葉の里・城山記念館の利用者		無料
上記以外の者	利用時間が3時間まで	無料
	利用時間が3時間を超え4時間までの分	110円
	利用時間が4時間を超える分	1時間につき55円

(3) 城山公園駐輪場

万葉の里・城山記念館の利用者		無料
上記以外の者	利用時間が4時間まで	無料
	利用時間が4時間を超え24時間までの分	160円
	利用時間が24時間を超える分	24時間につき160円

7 嘉多山公園野外ステージ使用料

区分		午前8時から午前12時まで	午後零時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで
営利を目的としない場合	学生等	1,330円	1,670円	1,720円	3,770円
	学生等以外の者（6歳以下を除く。）	2,670円	3,350円	3,450円	7,580円
営利を目的とする場合		10,660円	16,010円	21,340円	48,020円

備考

- 1 使用料及び利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。
- 2 栄公園、佐野市運動公園（プール及び冒険の森を除く。）、佐野市田沼グリーンスポーツセンター（管理棟内シャワーを除く。）又は佐野市中運動公園（プールを除く。）を本市の区域外に住所を有する者が利用する場合は、利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町又は邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。
- 3 佐野市運動公園市民体育館の主競技場の一部を専用利用する場合の利用料金の額は、利用する面積に応じて計算する。
- 4 利用料金又は使用料を時間単位で定める場合において、利用時間に当該利用料金又は使用料の単位となる時間未満の端数があるときは、その端数を当該利用料金又は使用料の単位となる時間とする。
- 5 使用料又は利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 6 佐野市運動公園の野球場の利用において、利用時間の延長に係る利用料金の額は、1時間につき当該利用に係る利用料金の1時間当たりの金額に相当する額とする。
- 7 佐野市運動公園の野球場のスコアボード及び放送設備一式は、グラウンドの利用時間の区分ごとに1回とする。ただし、午前9時以前の利用については、午前6時から午前9時まで連続して利用する場合に1回とする。
- 8 佐野市運動公園の陸上競技場の放送設備及びシャワーは、グラウンドの利用時間の区分ごとに1回とする。

- 9 別表第4において「専用利用」とは、団体が専用して利用することをいう。
- 10 別表第4において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、入場者が主催者に支払う料金をいう。
- 11 別表第4において「一般」とは、高校生以下以外の者をいう。
- 12 別表第4において「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 13 別表第4において「中学生」とは、中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 14 別表第4において「中学生以下」とは、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 15 別表第4において「小学生」とは、小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びにこれらに準ずる者をいう。
- 16 別表第4において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校及び義務教育学校の学生、生徒又は児童並びにこれらに準ずる者をいう。